

第18章 警戒避難等被害を軽減させる対策

河川改修が進行するに伴って、治水施設が設備されています。しかし、水害などの自然災害は想定した規模を上回る規模の災害が発生する事がありますし、河川改修も整備途上です。その場合、地域住民を円滑に避難誘導することが被害軽減のための重要な対策となっています。

18-1 災害対策基本法

災害対策基本法は、災害に対処する基本的考え方、防災に関する組織、防災計画等々、災害全般にわたる事項について包括的な基本方針と枠組みを定めています。

この法に基づいて、各部門別の各種の法制度が判定されているので、その意味では災害に関する憲法とも言えます。

災害という用語は、一般的には人間の社会的生活や人命が、異常な自然現象のような外力により急激に攪乱され被害を受けた場合の原因と結果を合わせた趣旨で用いられています。

現行の災害関係法令では災害について様々な規定がなされていますが、概ね上記に述べたような抽象的な意味で用いられているか、又は地震、台風などのように具象化された特別の事象をさして用いられています。

(表18-1-1)

第1章 我が国の災害

表1-1 各種法令中の災害の規定の仕方等

法律名	条文名	災害の規定の仕方等
消防組織法	第1条	水火災又は地震等の災害
消防法	第1条	火災又は地震等の災害
水防法	第1条	洪水又は高潮
国有財産特別措置法	第7条	水害、風害その他の災害
地方税法	第15条	震災、風水害、火災その他の災害
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律	第1条	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	第2条	暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	第2条	暴雨、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	第2条	暴風、洪水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害
国家公務員等共済組合法	第70条	水震火災その他の非常災害
市町村職員共済組合法	第55条	水震火災その他の非常災害
農業災害補償法	第84条	風水害、干害、冷害、ひょう害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
公営住宅法	第8条	地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象
宅地造成等規制法	第2条	がけくずれ又は土砂の流出による災害。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	第1条	暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降霜、低温又は降ひょう等の天災
災害弔慰金の支給等に関する法律	第2条	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずること

災害対策基本法では、災害を「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は、大規模な火事若しくは爆発、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」と定義しています。